

全ト協発第163号（環・適）
令和8年7月1日

各都道府県トラック協会会長 殿
地方貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関
公益社団法人全日本トラック協会
会 長 寺岡 洋一
（公印省略）

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の
一部改正について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

表記につきまして、今般、国土交通省物流・自動車局 貨物流通事業課長、安全政策課長、自動車整備課長より、別添のとおり、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について、通達が発出されました。

本通達は、本年3月24日付国自安第216号「遠隔点呼機器の活用により、点呼を受ける運転者等の所属する営業所の運行管理者等以外の運行管理者等から対面で点呼を受ける場合の特例について（通知）」（参考資料）の趣旨を引き継いだもので、令和8年6月26日付国土交通省告示第792号「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示の一部を改正する告示」の公布・施行に基づく一部改正となっております。

これにより、遠隔点呼機器を介して営業所又は事業者間で点呼にかかる運転者等情報の共有が可能である自動車運送事業者については、点呼を受ける運転者等の所属する営業所の運行管理者等以外の運行管理者等から対面で確認を受けることにより、遠隔点呼を受けたものとみなすことが可能となるよう必要な措置が講じられました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知をお願い申し上げます。

※なお、標記通達及び上記告示の全文は、下記の URL に掲載されております。

○運行管理高度化ワーキング HP（告示全文）：

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html

○貨物自動車運送事業安全規則の解釈及び運用について HP（通達全文）：

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/construction.html>

以上

（本件に関する問い合わせ先）

公益社団法人全日本トラック協会 交通・環境部 電話：03－3354－1045

国自貨第106号
国自安第68号
国自整第77号
令和8年6月26日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

物流・自動車局 貨物流通事業課長
安全政策課長
自動車整備課長
(公 印 省 略)

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、貴会傘下会員に対し周知方お願いいたします。

国自貨第106号
国自安第68号
国自整第77号
令和8年6月26日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

物流・自動車局 貨物流通事業課長
安全政策課長
自動車整備課長
(公 印 省 略)

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、貴会傘下会員に対し周知方お願いいたします。

国自貨第 106 号
国自安第 68 号
国自整第 77 号
令和 8 年 6 月 26 日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

} 殿

物流・自動車局 貨物流通事業課長
安全政策課長
自動車整備課長
(公 印 省 略)

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

今般、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について（平成 14 年 3 月 10 日付け国自総第 510 号、国自貨第 118 号、国自整第 211 号）」の一部を別添新旧対照表のとおり改正するため、事務処理上、遺漏なきよう取り計らわれない。